

JIS

自動車用非鉱油系ブレーキ液

JIS K 2233 : 2024

(JACA/JSA)

令和 6 年 3 月 21 日 改正

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本産業標準調査会標準第一部会 構成表

	氏名	所属
(部会長)	松 橋 隆 治	東京大学
(委員)	安 部 泉	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	江 坂 行 弘	一般社団法人日本自動車工業会
	大 瀧 雅 寛	お茶の水女子大学
	木 村 一 弘	国立研究開発法人物質・材料研究機構
	倉 片 憲 治	早稲田大学
	越 川 哲 哉	一般社団法人日本鉄鋼連盟
	是 永 敦	国立研究開発法人産業技術総合研究所
	椎 名 武 夫	千葉大学
	寺 家 克 昌	一般社団法人日本建材・住宅設備産業協会
	清 水 孝太郎	三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社
	清 家 剛	東京大学
	高 辻 利 之	株式会社 AIST Solutions
	田 淵 一 浩	一般財団法人日本船舶技術研究協会
	千 葉 光 一	関西学院大学
	中 川 梓	一般財団法人日本規格協会
	久 田 真	東北大学
	廣 瀬 道 雄	一般社団法人日本鉄道車輛工業会
	星 川 安 之	公益財団法人共用品推進機構
	細 谷 恵	主婦連合会
	棟 近 雅 彦	早稲田大学
	村 垣 善 浩	神戸大学
	山 内 正 剛	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構
	山 田 陽 滋	豊田工業高等専門学校

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：昭和 39.3.1 改正：令和 6.3.21

官 報 掲 載 日：令和 6.3.21

原 案 作 成 者：一般社団法人日本オートケミカル工業会

(〒102-0083 東京都千代田区麹町 4-5 海事センタービル TEL 03-6261-1382)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 050-1742-6017)

審 議 部 会：日本産業標準調査会 標準第一部会 (部会長 松橋 隆治)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	2
4 種類	3
5 品質	3
6 一般事項	5
7 試料採取方法	5
8 試験場所の標準状態	5
9 試験方法	6
9.1 平衡還流沸点	6
9.2 ウエット沸点	7
9.3 動粘度	10
9.4 pH 値	10
9.5 安定性	10
9.6 金属腐食性	11
9.7 耐寒性	17
9.8 水許容性	18
9.9 混合性	19
9.10 抗酸化性	20
9.11 ゴム膨潤性	23
10 容器	25
11 検査	25
12 表示	25
附属書 JA (規定) ストローキング性能及びその試験方法	26
附属書 JB (参考) JIS と対応国際規格との対比表	41
解 説	48

まえがき

この規格は、産業標準化法第 16 条において準用する同法第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般社団法人日本オートケミカル工業会（JACA）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、産業標準原案を添えて日本産業規格を改正すべきとの申出があり、日本産業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本産業規格である。これによって、**JIS K 2233:2017** は改正され、この規格に置き換えられた。

なお、令和 7 年 3 月 20 日までの間は、産業標準化法第 30 条第 1 項等の関係条項の規定に基づく JIS マーク表示認証において、**JIS K 2233:2017** を適用してもよい。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

自動車用非鉱油系ブレーキ液

Non-petroleum base motor vehicle brake fluids

序文

この規格は、2000年に第4版として発行されたISO 3871及び2020年に第3版として発行されたISO 4925を基とし、技術的内容を変更して作成した日本産業規格である。

なお、この規格で側線又は点線の下線を施してある箇所は、対応国際規格を変更している事項である。技術的差異の一覧表にその説明を付けて、附属書JBに示す。また、附属書JAは対応国際規格にはない事項である。

1 適用範囲

この規格は、自動車に用いる非鉱油系ブレーキ液（以下、ブレーキ液という。）について規定する。

注記 この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

ISO 3871:2000, Road vehicles – Labelling of containers for petroleum-based or non-petroleum-based brake fluid

ISO 4925:2020, Road vehicles – Specification of non-petroleum-based brake fluids for hydraulic systems
(全体評価: MOD)

なお、対応の程度を表す記号“MOD”は、ISO/IEC Guide 21-1に基づき、“修正している”ことを示す。

2 引用規格

次に掲げる引用規格は、この規格に引用されることによって、その一部又は全部がこの規格の要求事項を構成している。これらの引用規格のうち、西暦年を付記してあるものは、記載の年の版を適用し、その後の改正版（追補を含む。）は適用しない。西暦年の付記がない引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS B 7410 石油類試験用ガラス製温度計

JIS B 7502 マイクロメータ

JIS B 7505-1 アネロイド型圧力計—第1部:ブルドン管圧力計

JIS B 7515 シリンダゲージ

JIS D 2604 自動車部品—非鉱油系液圧ブレーキホイールシリンダ

JIS D 2605 自動車部品—非鉱油系液圧ブレーキシリンダのゴムカップ

JIS D 2609 自動車—非鉱油系液圧ディスクブレーキのゴムシール

JIS G 3141 冷間圧延鋼板及び鋼帯